



第1章 策定趣旨と環境基本計画



1. 環境年次報告書の策定趣旨

上尾市環境年次報告書は、第2次上尾市環境基本計画（改訂版）により展開された本市における環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策について、上尾市環境基本条例第10条に基づきまとめた報告書です。

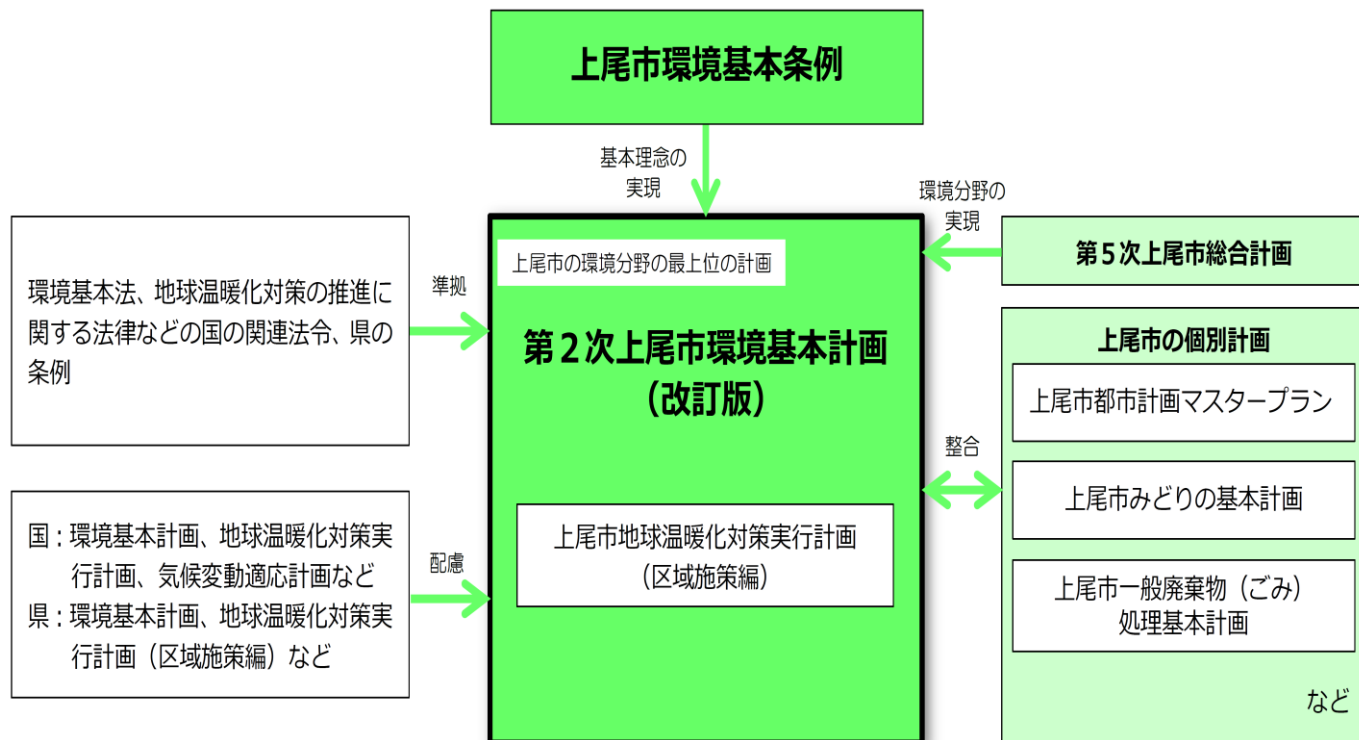
2. 環境基本計画の概要と位置づけ

「第2次上尾市環境基本計画（改訂版）」は、上尾市環境基本条例第8条に基づき策定されたもので、21世紀半ばを展望し、環境に関する市の施策の方向性を示すとともに、市民・事業者が環境保全に取り組むための指針を明示するものです。また、本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項の規定に基づき、「上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含した計画として位置づけています。

計画期間は平成28年度から平成32年度までとしています。環境を取り巻く社会経済情勢の変化や新しい科学的知見が得られた場合には柔軟かつ適切に対応していきます。

上尾市では、本計画に基づいて「自然と人が共生する エコタウン・あげお」を目指して各施策に基づく取組について総合的かつ計画的に展開していきます。

第2次上尾市環境基本計画（改訂版）と関連法令・計画

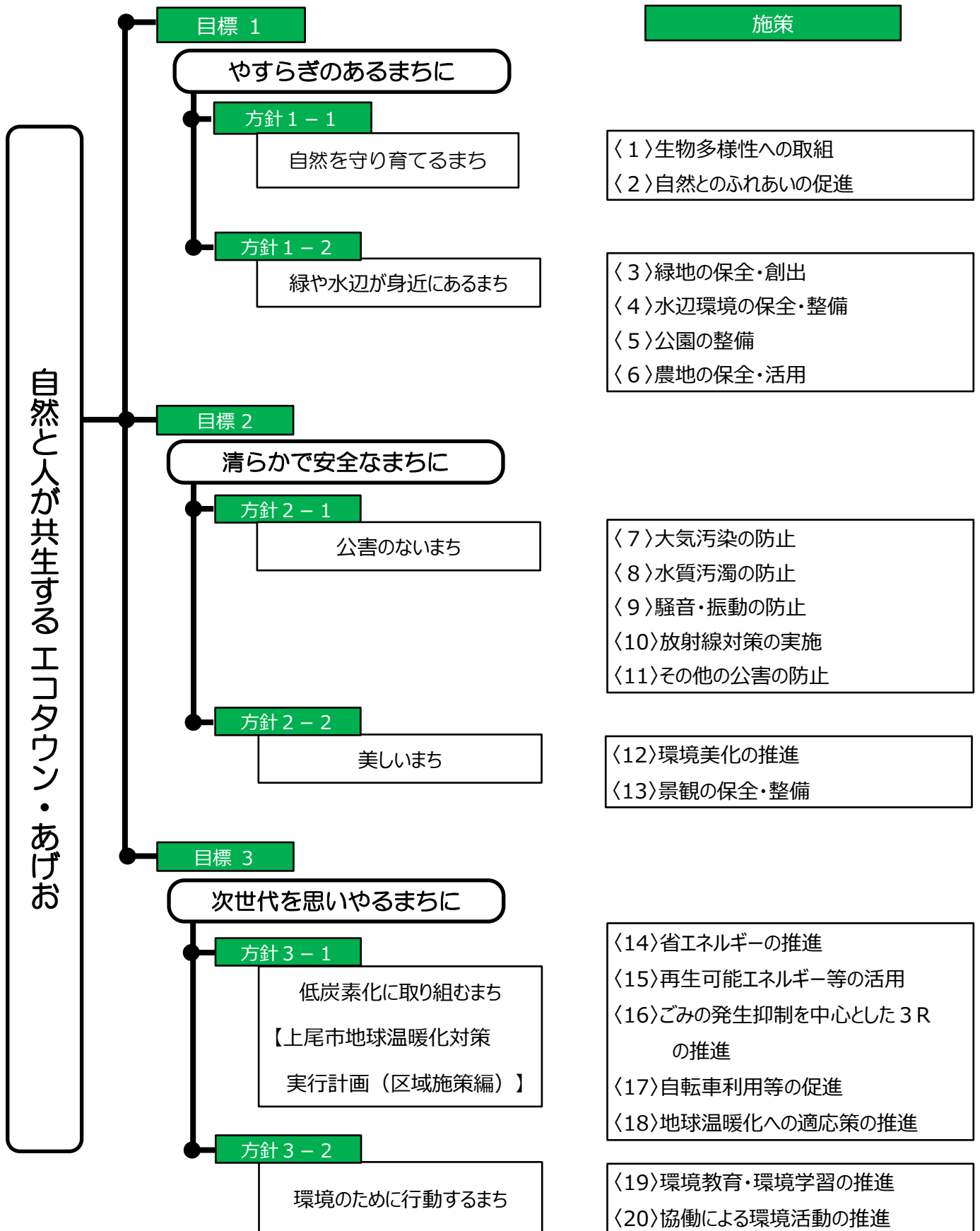




第2章 施策体系図



1. 施策体系図





第3章 施策の展開と評価



目標 1 やすらぎのあるまちに

本市は、大宮台地の上に平地林や斜面林などが点在し、谷地や河川周辺の湿地や池沼など、周辺地域と比較しても豊かな自然環境が残されていましたが、昨今、宅地化が進む中で急速に失われつつあります。加えて、外来生物、特にアライグマの急増は深刻な問題となっており、生態系への悪影響のほか、農作物被害や家屋被害も発生しています。

森林や湿地、農地などは、空気浄化や水源涵養の機能を有するほか、野生生物の生息空間など多様な役割を担っており、この価値ある自然を本来の姿で保全する必要があります。また、自然環境に加え、まちなかの緑は、私たちに精神的なゆとりややすらぎをもたらすほか、地球温暖化の防止やヒートアイランド現象の対策にも繋がるものです。このような自然環境や緑を保全・創出し、それらとふれあう機会を増やしていくことで、やすらぎのあるまちを目指します。

方針 1-1 自然を守り育てるまち

生物多様性の保全に向けて、緑地や水辺の改変を最小限にとどめるとともに、動植物の生息域である豊かな自然の維持・向上に向けた取組を展開します。また、自然とふれあい、その大切さが実感できる機会と場を提供します。

施策<1> 生物多様性への取組

生物多様性の保全と生態系サービス(※)の持続可能な利用に向けて、生物多様性を「知る」、生き物の生息・生育環境を「守り、育てる」などの施策を展開し、上尾市本来の自然の豊かさを将来の世代に伝えていきます。

環境指標	生物多様性確保の能力を有する緑地の面積 [㎡]		基準値	65,545	→
動植物の生息・生育地の一つである「ふるさとの緑の景観地」の公有地化面積を拡張することで、生物多様性が確保される場所を増大させます。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	65,545	-	-	-	-

環境指標	特定外来生物の駆除数（アライグマ） [頭]		基準値	26	→
地域本来の生物に影響を与える特定外来生物の一種であるアライグマの駆除を進めることで、生態系の保全につながります。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	37	-	-	-	-

【基準値】・・・平成26年度実績をもとにした値（第2次上尾市環境基本計画（改定版）中の“実績値”にあたるもの）

《主な取組》

取組	自然と人との共生につながる生物多様性に関して市民の理解を深めるため、環境イベントにおいて情報発信を行います。（環境政策課）
活動内容	環境推進大会や他課の啓発イベントにパネル出展することで生物多様性の重要性について情報発信を行った。また、生物多様性と特定外来生物との関係についての環境学習会を開催し、より深く理解してもらえるような機会を設けることができた。

取組	市内の緑地や動植物を保護するため、緑地保全地区の指定や「ふるさとの緑の景観地」といった緑の公有地化を進めます。（みどり公園課）
活動内容	原市ふるさとの緑の景観地に関しては、上尾市都市計画審議会を経て、国土交通省の事業である「特別緑地保全地区」に指定された。これにより、市としてより積極的に緑地の保全について関わるできるようになった。

取組	地域本来の生物を保護するため、特定外来生物などによる生態系への被害防止に努めます。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	「埼玉県アライグマ防除実施計画」に基づき、農政課と協力し約37件の檻を希望する市民・事業者に対しを貸し出すことで生態系への被害防止に努めた。また、継続して事業を行えるように、市職員が研修を受講するなどアライグマ捕獲従事者の常在化を図っている。

《総合評価》

当施策では、生物多様性とは何かを知ってもらうことから始める必要があり、自然観察会など五感で感じてもらう取組みや啓発イベントでのパネル出展など、環境保護団体と市職員との協働で情報発信することができている。

また、生態系に被害をもたらす恐れのある特定外来生物であるアライグマの防除について、講習会を行うことで市民への意識啓発を行うと同時に、被害を受けている市民・事業者に対し檻の貸出を行うなど、積極的に取り組んでいる点は評価できる。

(※)【生態系サービス】…人々が生態系から得ることのできる便益のこと。

施策<2>	自然とのふれあいの促進
<p>自然観察会や農業体験といった市民が自然とふれあう機会を増やすため、環境活動の支援や環境イベントの共同開催など、市民団体や事業者との協働により推進します。</p>	

環境指標	自然体験型イベントへの参加者数 [人]	基準値	2,000	→	
<p>自然観察会・農業体験など体験型環境イベントを通して環境への関心を高め、自然とのふれあいを促進します。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	2,053	-	-	-	-

《主な取組》

取組	<p>市民が自然とふれあう機会を増やすため、市民団体や事業者と協働し、自然観察会や農業体験などの体験型環境学習を充実させます。(環境政策課・農政課・みどり公園課)</p>
活動内容	<p>自然観察会や農業体験教室など体験型環境学習として、2,000人を超える参加者を得た。また、公益財団法人上尾市地域振興公社とも連携し、上尾市自然学習館・天体観測棟を活用した自然学習教室を開催するなど、市民が自然に触れ合える場を提供することができた。</p>

取組	<p>市民がふれあえる自然を守るため、市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動を支援します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>市民団体や事業者が行う自然環境の保全活動について、広報あげおやメールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」などを通じて周知するなどソフト面での支援に加え、「民間団体環境保全活動事業補助金」の交付により、環境活動団体が行う活動を財政面からも支援することができた。</p>

取組	身近な自然に親しんでもらうため、市内に残された貴重な自然を環境学習の場として活用します（環境政策課）
活動内容	市内に残された自然として、荒川河川敷の「三ツ又沼ビオトープ」を社会科見学の場として活用できないか校長会を通して市内小中学校にアプローチし計画化されたが、残念ながら荒天により平成28年度においては中止となった。

取組	保存樹林の中でも良好な自然環境を形成している箇所を特別緑地に指定し、「ふれあいの森」として市民に開放します。（みどり公園課）
活動内容	現状ある特別緑地に対し、樹木等の維持管理をするとともに木柵等の管理施設を整備した。今後も「上尾市自然環境保全と緑化推進に関する条例」に基づき特別緑地と指定されたものについては、適切な維持管理を図っていく。

《総合評価》

関係機関や市民団体、事業者と協働し自然観察会をはじめとする様々な自然と触れ合う場を提供することができた。また、市内に残された自然である三ツ又沼ビオトープについて企業の研修や小学校の社会科見学の場として積極的に活用しようとする取組みは評価できる。現在行っている観察会等もより効果的な場になるよう適宜見直しを図りながら、自然とのふれあいを促進していく。

方針 1 - 2 緑や水辺が身近にあるまち

市街地における緑や水辺を守り、暮らしの中でその豊かさを実感できるまちづくりを展開します。
また、農地が環境面において果たす様々な役割に着目し、遊休農地や耕作放棄地を有効に活用することで、その価値を高めていきます。

施策<3> 緑地の保全・創出

身近な緑は、市民に安らぎと憩いの場を提供するとともに、ヒートアイランド現象への対策としても有効です。
市内に残された貴重な緑地を保全するため、緑地保全地区の指定や緑の公有地化を推進するとともに、民間の緑地・樹木の維持管理に協力します。
さらに、計画的な公園の整備や緑化指導により、地域の緑の創出を図ります。

環境指標	開発指導により新たに創出された緑地の面積 [ha]	基準値	0.42	→	
開発行為に対して緑地の設置を指導することにより、新たな緑地の創出を図ります。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	1.8	-	-	-	-

「主な取組」

取組	地域で親しまれている雑木林や貴重な樹木などを保全するため、保存樹木・保存樹林として指定します。(みどり公園課)
活動内容	「上尾市自然環境保全と緑化推進に関連する条例」に基づき、市内各地区の象徴として守ってきた自然を所有者の同意を得て、保存樹木や保存樹林として指定することにより自然環境の保全を図ってきた。 しかしながら、近年は所有者から「管理困難」との理由により指定件数が減少傾向にあるため、今後はどのようなサポート体制がより適切なのか検討していく必要があると考える。
取組	ふれあいの森等の緑地を維持管理するため、緑の募金を主体とした「みどりの基金」の適切な運用に努めます。また、公有地化の推進のため、新たな収入源の確保を検討します。(みどり公園課)
活動内容	市Webサイトや広報あげおを通して市全体に募金への協力をお願いするとともに、各事務区に協力を仰ぎ実施した家庭募金に加え、庁内においても職場募金を呼びかけた。 残念ながら、目標額に到達しなかったため、募金の周知方法や緑の基金への寄附の呼びかけ等の検討課題ができた。

取組	「上尾市開発行為における公園および緑地の設置に関する基準」に基づき、事業者が開発行為を行う際には、開発区域の緑化を指導します。（みどり公園課）
活動内容	「上尾市都市計画法に基づく開発行為等の許可の基準に関する条例」に基づき、市内開発区域における面積が500㎡以上の開発行為に対して、緑地の設置を指導してきた。今年度は39件の当該開発行為があり、その都度適切に指導することで、新たな緑地の創出につながったと考える。

取組	まちの緑を維持するため、公園の樹木などを適切に管理します。（みどり公園課）
活動内容	市管理の都市公園とその他公園132か所を効率的に管理するために、公益財団法人上尾市地域振興公社と指定管理を結び、公園の維持管理を図ってきた。引き続き、適切な維持管理のため連携を図っていく。

取組	「工場立地法」に基づき、特定工場の緑地率の向上を目指します。（商工課）
活動内容	市内の特定工場に対し、工場立地法の趣旨について理解を深め、緑地率向上に向け取り組むように働きかけた。その結果、敷地面積に対する緑地割合について、11.97%から12.18%へ増加することができた。引き続き、緑地率が低い特定工場（既存事業所）に対して、駐車場等の重複緑地化等、緑地率を上げるためにどのような手法があるのか助言及び指導を行っていく。

《総合評価》

市内緑地の保全については、条例に基づき、保存樹木・樹林にすることのほか、指定管理者との連携など例年に引き続き積極的に取り組んでいる。

しかしながら、新たな緑地の創出については、地権者との調整など解決すべき問題・課題があるものの、事業者への緑地設置の指導など少しずつ出来るところから進めていく。

施策<4>	水辺環境の保全・整備
<p>河川や農業用排水路などの水辺環境の維持管理を行い、水辺に親しめる場を確保するとともに、水辺の生物が生息・生育できる環境づくりに努めます。</p>	

環境指標	河川における不法投棄の件数 [件]	基準値	4	→	
<p>河川パトロール等による監視により、河川にごみ不法投棄されるのを防ぎ、水辺環境の保全につなげます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	12	-	-	-	-

「主な取組」

取組	<p>生物が生息しやすい水辺環境を作るため、河川の水質改善や水辺空間の再生などに努めます。(河川課)</p>
活動内容	<p>市内3河川(芝川・鴨川・原市沼川)周辺の河川パトロールを実施した。各河川のパトロールを月1回実施することで、河川の定期監視を行い、異常があった際にはすぐに対応できるよう体制づくりに努めている。</p>

取組	<p>水辺に親しめるような護岸づくりについて整備方針を立て、段階的に改善・整備します。(河川課)</p>
活動内容	<p>上尾中堀川工事が平成24年度をもって休工となり整備の再開は未定であるが、今後も親水型護岸工事については他事業との調整を図りながら検討していく。</p>

取組	堤防や護岸等の損傷個所の発見や不法投棄の監視のため、河川パトロール等を実施します。(河川課)
活動内容	河川パトロールを毎月実施したことで、損傷個所や不法投棄物等を発見した際には、早期対応することができた。引き続き、河川パトロールを行い、水辺環境の保全に努めていく。

取組	潤いとやすらぎのある景観や環境教育の場を保つため、水田や農業用排水路といった水辺環境を保全・管理します。(農政課)
活動内容	水利組合や環境保全会と協働し、水田、農業用排水路の藻刈り・浚渫・清掃、農道修繕、用水路修繕など、7回の維持管理作業を行った。今後も、適正な維持管理を水利組合および環境保全会と協働で継続して取り組んでいく。

《総合評価》

河川パトロール等により市内河川を定期監視できるよう努めているものの、不法投棄の件数は増加傾向にある。これは地域住民および特定業者のモラルの低下や、「不法投棄は犯罪であること」の認識不足によるものであることが推測される。

そのため、現在行っている取組みを維持しつつ、不法投棄されない河川づくりおよび、意識啓発も並行して行っていくことが重要であると考え。地元住民や関係機関とも連携を図りながら、取り組んでいきたい。

施策<5>	公園の整備
市民が身近に親しめる公園を整備し、既存公園の改修や協働による維持管理を行います。	

環境指標	都市公園の面積 [ha]	基準値	88	→	
身近に利用できる都市公園の面積を拡大することで、市民の憩いの場、自然とふれ合える場を増やします。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	89.7	-	-	-	-

《主な取組》

取組	市民の身近な憩いの場を増やすため、土地区画整理事業で確保した用地を新たな公園として整備します。(みどり公園課・市街地整備課)
活動内容	大谷北部第四土地区画整理事業におけるフィットネスパーク整備のための設計、調整及び工事を行った。一般的な区画整理事業における公園整備では、事業終盤から終了後に公園整備がなされているが、本地区では事業の進捗に合わせて逐次公園を開園し、住宅地の魅力向上につながっている。

取組	新たな公園を創出するため、空閑地(※)や生産緑地地区の公有地化に努めます。(みどり公園課)
活動内容	本年度は、中新井の空閑地を地権者から寄付を受け、公有地化することができた。今後も空閑地や生産緑地地区の公有地化に努めていく。

(※)【空閑地】…休耕畑地その他の空き地を市が借り受け、これを効率的に利用することにより、地域環境の保全並びに地域住民の福祉および体育の向上を目的に活用する用地のこと。

取組	市民のニーズにあった公園を整備するため、設計から維持管理まで地域住民の参加を呼びかけます。(みどり公園課)
活動内容	街区公園の整備計画を行うにあたっては、区長をはじめとした地域住民の意見を取り入れ、地域の要望に沿った長久公園の整備を行うことができた。

取組	身近な自然や公園を維持管理するため、市民や事業者との協働による緑のパートナーシップ制度(※)の拡大を図ります。(みどり公園課)
活動内容	事務区やボランティア団体など62公園・43団体に対し、管理協定を締結し報償金を支払うことで、公園の維持管理に努めた。また、今後は、高齢化の進んだ団体もあることから協定内容の見直しを図り、管理体制をより強化していく。

取組	身近で自然とふれあい、学べる場を増やすため、既存公園の改修等を進めます。(みどり公園課)
活動内容	本年度は、市民が公園を利用する際に安全でかつ親しみをもてるよう、老朽化した公園設備等20施設の改修を図り、公園の維持管理を行った。今後も、老朽化の度合いを見ながら優先順位を決め、効率的な改修を行っていく。

《総合評価》

公園整備においては、区画整理事業を通して地域のニーズに合った公園を事業の進捗に合わせて逐次地域住民に開園しているところは高く評価できる。

空閑地の公有地化については地権者との調整が必要であり、また、公園の維持管理については団体の高齢化など解決していくべき課題が多々ある中、地域住民や関係団体との連携をより密にとり、課題解決に向けて努めていく。

(※)【緑のパートナーシップ制度】…公園管理協定に基づき、公園の軽易な管理作業を行う地域の団体等に対し報償金を交付して、良好な都市環境と健全な街づくりを目指す制度のこと。

施策<6>	農地の保全・活用
<p>作物の生産や良好な景観の形成、生物の生息・生育といった多面的な役割を担う農地を保全するため、市民農園の利用を促進するとともに、環境に配慮した自然農法を奨励します。</p>	

環境指標	利用権が設定された農地の面積 [ha]	基準値	58.8	→	
<p>農業者と農地所有者との間で農地貸借等の権利（利用権）が設定された農地面積を拡大することで、新たな耕作放棄地の発生を防止し、農地の保全を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	46.3	-	-	-	-

「主な取組」

取組	都市における農地を保全するため、農地所有者への市民農園の開設を呼びかけるとともに、市民への利用促進を図ります。（農政課）
活動内容	上尾市民農園アグリプラザ平塚を適切に運営することで、市民が農業に触れる場を提供し、本年度は279人の利用者があった。また、今後も農地所有者による体験農園の開設を補助し、体験農園の普及を図っていく。

取組	環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業を進めるため、減農薬農法や有機農法などの指導や補助を行います。（農政課）
活動内容	「埼玉県特別栽培農産物認証制度」に基づく計画や、「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づくエコファーマー認定に係る申請など20件を受け付け、環境負荷の少ない農業を推進した。

取組	農地の多面的機能を維持・発揮するため、農業者や地域住民が協働で行う農地の維持管理や田畑の景観形成などの活動を支援します。（農政課）
活動内容	地元住民による環境保全会が実施する維持管理や景観形成等の活動に対し、補助金を交付することで財政的に支援することができた。

取組	地産地消により、地域農業を活性化させるため、直売施設の充実や「あげお朝市」に対する支援、地場産品の学校給食への活用などを推進します。（農政課・学校保健課）
活動内容	上尾市農産物直売所での農産物の販売に加え、今年度は上尾市観光協会が行っているイルミネーションとコラボし、あげお夕市をより効果的に実施することができた。 また、市内で収穫したトマトを一部の小学校給食として提供することで、上尾市での地産地消に対する意識を高めることができた。

取組	遊休農地や耕作放棄地を解消するため、農地パトロールを実施し、利用権設定の促進を図ります。（農政課・農業委員会事務局）
活動内容	「農地法」に基づき農地利用状況調査（農地パトロール）を実施し、さらに、遊休農地や耕作放棄地になった農地については同法に基づき利用意向調査を行った。

《総合評価》

土づくりや化学農薬・肥料の低減を講じた農業計画を実践するエコファーマーの認定など、埼玉県の手続きを上手く活用している。また、上尾市観光協会のイルミネーションとコラボした「あげお夕市」の開催や、地産地消として収穫した農産物を小学校の給食として活用するな教育機関とも連携して取り組んでいる点で非常に評価できる。

しかし、大規模利用権被設定者の作付け計画の変更による大幅な設定面積の減少が見られるなど、農地所有者の高齢化による経営農地が縮小傾向にある。そのため、国と県が推進する農地中間管理制度を活用するなど、社会情勢にあった制度の切替を検討していきながら、農地の活用・保全を図っていく。

目標2 清らかで安全なまちに

大気汚染や河川などの水質汚濁のほか、市街地や住宅地における近隣騒音や悪臭などの都市型・生活型公害は、都市化が進む中で顕在化している課題です。

なかでも、自動車騒音など幹線道路周辺の生活環境については、本市のみならず、広域での対応を必要とする重要な問題となっています。これらの公害問題の解決と防止に取り組み、公害のない清らかなまちを目指すとともに、ごみなどが散乱していない清潔で美しいまちなみの形成を目指します。

方針2-1 公害のないまち

大気・水質・騒音等に係る環境基準を達成し、市民が健康に生活できるような取組を展開します。

また、悪臭や地盤沈下、土壌汚染・地下水汚染のほか、ダイオキシン類や放射線などの情報収集や指導により、公害の発生を防止し、市民の健康が将来にわたって保障されるよう努めます。

施策<7> 大気汚染の防止

大気汚染の原因となる揮発性有機化合物（VOC）や浮遊粒子状物質の発生を抑制するため、市内の大気の状態を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発に努めます。

環境指標	光化学スモッグ注意報の発令回数 [回]	基準値	9	→	
大気汚染の原因物質の発生抑制により、光化学スモッグの発生を減らすことで、大気汚染による健康被害の低減を図ります。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	1	-	-	-	-

《主な取組》

取組	市内の大気環境を把握するため、市内の観測所で定期的に大気の観測を行うほか、迅速な情報収集や効果的な対策のため県との連携を強化します。（生活環境課）
活動内容	浅間台大公園にある埼玉県の測定局でPM2.5や光化学オキシダント等の大気汚染物質の常時監視を行った。これにより、注意報が出された際には迅速に対応できるよう体制を整えることができた。

取組	工場・事業場等による大気汚染を防止するため、ばい煙発生施設やボイラー等を設置している事業者に対し、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課）
活動内容	「大気汚染防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、ばい煙発生施設設置事業所へスムーズに立入調査が出来るよう調査計画を立てた。次年度から、計画に基づき調査を行っていく。

取組	自動車からのCO ₂ やその他の排出ガスを抑制するため、市民や事業者エコドライブやアイドリングストップの実践を促します。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	地球温暖化対策の一環として、アイドリングストップについては20台以上収容可能又は面積500㎡以上の駐車場の設置者・管理者に対し「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、看板設置等により周知するよう指導することができた。しかし、市民向けの「エコドライブ講座」を検討したが実現には至らなかったため、次年度以降改めて検討していきたい。

取組	市内全体での自動車利用を減らし、CO ₂ やその他の排出ガスの抑制につながるよう、市内循環バスを中心とする公共交通機関の充実や利便性の向上を図ります。（交通防犯課）
活動内容	市内循環バス「ぐるっとくん」について、平成28年2月に再編したルートに基づく運行や、本格導入したバスロケーションシステムの活用により、利便性の向上に努めた。 その結果、427,475人の利用者があったが、変更のあった路線や運行時間が市民の生活に一致せず、利用者が伸び悩んでいると思われるため、利用者増加のために、市内循環バス及び各種サービスの周知・広報をしていく。

《総合評価》

大気汚染防止のため、有害物質の常時監視については埼玉県と連携しながら引き続き監視していく。市民向けのエコドライブ講座を実施できなかったため、関係部局と調整しながら検討していきたい。

また、本年度はバスロケーションシステムの活用など利便性向上に努めたところではあるが、自家用車からの排出ガス抑制の観点からも、市内循環バス「ぐるっとくん」の更なる利便性向上・利用者数の増加に努めていく。

施策<8>	水質汚濁の防止
<p>市内の河川や地下水の水質汚濁の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者への意識啓発を実施するなど、水質浄化対策を推進します。</p>	

環境指標	水質汚濁防止法および埼玉県生活環境保全条例に基づく工場・事業場の排水基準の適合率 [%]	基準値	82.3	↗	
<p>工場・事業場への立入検査や指導により、排水基準に適合している工場等の割合を増加させることで、公共用水域の水質保全を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	91.9	-	-	-	-

《主な取組》

取組	<p>家庭の生活雑排水による環境負荷を低減するため、市民に生活排水に関する配慮事項を具体的に示し、周知します。（生活環境課）</p>
活動内容	<p>浄化槽維持管理（保守点検、清掃、法定点検）に関するチラシを下水道未整備区域へ回覧し、管理者の浄化槽維持管理に関する意識を向上させることができた。</p>

取組	<p>河川や地下水の水質状況を把握するため、定期的な水質調査を行い、汚染確認時には適切な指導と対策を実施します。（生活環境課）</p>
活動内容	<p>市内河川17地点において水質調査を行い、全体的に良好な結果を得た。引き続き定期監視をすることで水質の状況把握に努めていき、異常があった際に迅速に対応できるような体制を整えていく。</p>

取組	河川の水質浄化を行うため、流域の自治体と組織した連絡協議会に参加し、効果的な対策を広域的に取り組みます。（環境政策課・河川課・下水道施設課）
活動内容	綾瀬川清流ルネッサンスや芝川・新芝川水環境改善連絡会など、近隣市との広域的な協議体をもち水質保全対策について、情報共有を行った。

取組	工場・事業場等による水質汚濁を防止するため、定期的な立入検査とともに、必要な指導を行います。（生活環境課）
活動内容	「水質汚濁防止法」「埼玉県生活環境保全条例」に基づき、市内74件の工場・事業場等に立ち入り検査し、超過項目のあった場所については指導を行った。引き続き水質汚濁防止のため立ち入り検査を実施していく。


取組	河川等の公共用水域の水質保全のため、公共下水道の整備を計画的に進めます。（下水道施設課）
活動内容	下水道供用開始の事前説明を行っている、上・町谷・大谷本郷の3つの事務区においては予定通り整備を実施できた。しかし、大谷第二・大谷第四の区画整理地内においては、区画整理事業の進捗に影響される部分もあり、当初の見込みよりも整備面積を縮小し、柔軟に対応することができた。

《総合評価》

公共下水道全体計画区域外の汚水処理施設である合併処理浄化槽の維持管理については、例年に引き続き周知啓発を行いつつ、河川については定期監視および近隣自治体との情報共有を図っている。また、工場・事業場の排水についても監視・指導を行っていることから関係法令に基づく排水基準の適合率に大きく寄与していると評価できる。

市内河川や地下水の水質を適切な状態に維持するために、今後も同様の取組みを継続していくことがなにより重要だと考える。

施策<9>	騒音・振動の防止
<p>騒音・振動の被害を防止するため、市内の道路交通騒音・振動の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、騒音・振動の発生抑制について啓発・指導を行います。</p>	

環境指標	道路騒音・振動にかかる要請限度の達成状況 [%]	基準値	90		
<p>道路騒音・振動にかかる要請限度を超えず基準を達成している割合を向上させることで、騒音・振動の改善に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	100	-	-	-	-

≪主な取組≫

取組	市内の道路環境の改善を図るため、騒音・振動測定により道路交通騒音や振動の状況を把握し、補修の必要がある場合には道路管理者に要請します。（生活環境課）
活動内容	年間1回、市内3か所で道路環境における騒音・振動測定を実施し、すべての測定結果において、要請限度は超えなかった。

≪総合評価≫

<p>道路騒音・振動に係る住環境を適切に把握するため、市内3か所で測定を行い全地点において良好な結果を得た。また、生活騒音振動及び事業所からの騒音振動防止を啓発するため、ポスターを窓口に掲示し広報あげおへ記事を掲載したところ、騒音苦情件数も減少傾向にあるため一定の効果があったと考える。そのため、今後も引き続き状況把握と周知啓発に努めていく。</p>

施策<10>	放射線対策の実施
<p>市内の空間放射線量や放射性物質を測定し、測定結果を公表するとともに、基準値を超える放射性物質が検出された場合は、除染等の適切な措置を実施します。</p>	

環境指標	公共施設の放射線量測定か所において基準値を超えている箇所数 [か所]	基準値	0	→	
<p>公共施設における空間放射線測定の定期的な実施により、基準値を超えているか所を0か所に維持することで、放射能による不安や健康被害を防ぎます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	0	-	-	-	-

「主な取組」

取組	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線や学校給食食材および農作物の放射性物質を測定し、結果を広く公表します。(生活環境課)
活動内容	市内の学校・保育所・公園等の空間放射線、及び学校給食・給食食材・農作物についての放射性物質の測定を行い、すべての測定結果について上尾市Webサイトに掲載をすることができた。

「総合評価」

<p>市内全域を1キロメートル四方に区分し、学校や保育所等の放射線測定器を配備した施設を除く10か所で定期的に測定しており、全地点で基準値を超えることはなかった。また、学校給食等の放射性物質の測定についても引き続き行うことで、市民の放射線に対する不安が少しでも緩和できるよう。その測定結果においては常に上尾市Webサイトで公表していく。</p>
--

施策 <11>	その他の公害の防止				
<p>悪臭、地盤沈下、地下水・土壌汚染等の状況を継続して把握するとともに、市民・事業者に対し、公害防止に向けた啓発・指導を行います。</p>					

環境指標	悪臭にかかる苦情件数 [件]			基準値	8	→
<p>工場・事業場等からの悪臭について、状況を把握し、指導することにより、良好な生活環境の維持に努めます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実績値	26	-	-	-	-	

環境指標	ダイオキシン類等の環境基準の達成状況（大気） [%]			基準値	100	→
<p>ダイオキシン類について状況把握や排出抑制の指導により、環境基準の達成率を100%に維持することで、汚染による健康被害を防ぎます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実績値	100	-	-	-	-	

環境指標	アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟]			基準値	16	→
<p>アスベストの使用状況把握と分析調査への補助により、アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数を減らすことで、健康被害を防ぎます。</p>						
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	
実績値	15	-	-	-	-	

※『アスベスト対策が行われていない民間建築物の棟数 [棟]』の平成28年度実績値を修正（H30.7.11）

《主な取組》

取組	市内の工場・事業場等からの悪臭を防止するため、発生状況を把握し、発生源への指導を実施します。（生活環境課）
活動内容	悪臭に伴う苦情が発生した場合、発生源調査を行い、「悪臭防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づき指導することができた。また、広報を通して広く周知することができた。

取組	市内のダイオキシン類の汚染実態を把握するため、大気および河川のダイオキシン類の調査を実施します。（生活環境課）
活動内容	大気については市内4か所・年4回、河川については市内4か所・年1回のダイオキシン類測定調査を行った。大気・河川ともに基準値を超過していなかったが、引き続き実態把握に努めていく。

取組	アスベストによる健康被害を防止するため、アスベストを使用している民間建築物の把握と、所有者に対するアスベスト分析調査のための補助を実施します。（建築安全課）
活動内容	アスベスト対策が行われていないおそれのある民間建築物について、所有者に電話連絡、訪問等でアスベスト対策（除去、囲い込み、封じ込め等）の状況をヒアリングし、アスベストの可能性のある吹付材の使用状況の調査及びアスベスト分析調査の説明、補助申請の説明を行った。

《総合評価》

市民の生活環境の変化に伴い悪臭に係る苦情も多様化している。そのような中、悪臭に伴う苦情が発生した場合には発生源調査を行い、場合によっては事業者を指導することで状況をいち早く把握し解決できるよう努めてきている。今後も、ダイオキシンなどの有害物質に対しても現状把握に努め、関係機関と連携を深めていくことで、様々な公害の防止を図っていく。

方針 2 - 2 美しいまち

市民一人ひとりが環境美化の意識を高め、まち全体が清潔で良好な生活環境を維持できるような取組を展開します。また、周辺環境と調和のとれた美しいまちなみの形成に向け、景観保全・整備に努めます。

施策<12> 環境美化の推進

ごみの散乱や不法投棄を防止するため、環境美化に対するモラルを向上し、美しいまちづくりを進めます。

環境指標	クリーン上尾運動(※)のごみ回収量 [t]	基準値	25	→	
環境美化に対するモラルの向上により、ごみの不法投棄やポイ捨て等を減らすことで、ごみのない美しいまちを目指します。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	16	-	-	-	-

「主な取組」

取組	ごみの散乱を防止するため、ごみの分別方法や収集日、リサイクル品の回収日の周知、ごみ散乱防止ネットの設置を指導します。(西貝塚環境センター)
活動内容	ごみ収集カレンダー及びごみ分別表を作成し配布した。また、ごみ集積所において、ごみ散乱防止ネットを221件配布し、カラスなどによる被害対策を講じた。
取組	資源物の持ち去り行為を防止するため、監視パトロールを強化します。(西貝塚環境センター)
活動内容	月に2回(各地区の資源物回収日)資源物の持ち去りを防止するために、パトロールを実施した。台風の影響もあったが、23回行うことができ、資源物の持ち去り防止に貢献できたと考える。

(※)【クリーン上尾運動】…市内に散乱するごみ・空き缶を回収するとともに、清掃活動やリサイクル活動をとおして市民の環境意識の高揚を図るため、関東統一美化キャンペーン実施日(5月30日=ごみゼロの日)を中心に、地区(上尾・平方・原市・大石・上平・大谷・原市団地・尾山台団地・西上尾第一団地・西上尾第二団地)ごとに実施される美化活動。

取組	ごみの適正処理とまちの環境を保全するため、道路・河川などの不法投棄ごみの撤去を行います。（道路課・河川課）
活動内容	市が管理している道路については、毎月第二・第四水曜日に道路パトロールを実施した。また、市が管理している河川については、河川の損傷・不法投棄がないか監視を行うため、毎月、河川パトロールを実施した。 これにより、不法投棄を発見した際に迅速に対応することができた。

取組	路上へのたばこの吸殻の散乱を防止するため、「路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、指定された区域内での路上喫煙を禁止します。（生活環境課）
活動内容	試験的にJR上尾駅東口の喫煙場所を白線で囲い、仮設の喫煙エリアとした。効果測定のため一定期間、職員が毎週現場確認し、喫煙者の周囲への広がりを抑えることが実証されたことから、次年度のより効果的な対応につなげることができた。

取組	まちの環境美化を推進し、快適な生活環境を保持するため、空き缶等のポイ捨てやペットの排泄物の放置を防止します。（生活環境課）
活動内容	空き缶のポイ捨てについては、広報等を通して市民に広く周知している。また、野良猫をこれ以上増やさないため、市内の獣医師の協力のもと、新規事業として「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」を開始した。

《総合評価》

ごみ散乱防止ネットの配布に加え、各課パトロールを継続して実施してきたことから、ごみの不法投棄やポイ捨てが減少し環境美化に寄与していると考えられる。また、路上喫煙については、今年度試験的に仮設の喫煙エリアを設置し効果測定を行い、次年度に向け十分な成果を得ることができたことは大きく評価できる。さらに、まちの環境美化の一環として「飼い主のいない猫の不妊・去勢手術支援事業」を新規事業として開始するなど積極的に環境美化の推進を図っている。

施策<13>	景観の保全・整備
<p>良好なまちの景観を形成するため、農地の保全や周囲と調和のとれた建物への誘導を図るとともに、景観を阻害するような違法看板などを撤去します。</p>	

環境指標	街づくり協議会活動を通じ策定した地区計画数 [-]	基準値	3	→	
<p>建築物等の色彩を周囲の環境と調和をとるよう記した地区計画数を増加することで、景観に配慮したまちづくりにつなげます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	3	-	-	-	-

環境指標	違反屋外広告物看板の撤去枚数 [枚]	基準値	9,909	→	
<p>条例に違反した景観を阻害する屋外広告物の除去対策を進めることで、良好なまちの景観づくりに努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	10,080	-	-	-	-

《主な取組》

取組	<p>まちの景観の改善や防災対策のため、優先地域の選定を行い、電線類の地中化について、国や県、電力会社へ要請します。（道路課）</p>
活動内容	<p>上尾平方線の春日神社から鴨川（富士見橋）までの間で電線共同溝敷設か所の歩車道整備を行う予定であったが、平成29年8月まで工事延長となった。</p>

取組	良好なまちの景観を形成するため、一定規模を超える建築物や工作物の建築等が行われる際は、色彩や形状などを地域の環境と調和のとれたものとするよう指導します。 (都市計画課)
活動内容	「景観法」に基づき、届出審査時に周辺との調和のとれた設計となるよう、16件の協議・助言を行った。今後も引き続き、適切な審査・指導を行っていく。

取組	まちの景観維持のため、「埼玉県屋外広告物条例」に違反した景観を阻害するはり紙や捨て看板等の除去対策を進めます。(道路課)
活動内容	「埼玉県屋外広告物条例」に違反する屋外広告物を撤去するため、32回の違法看板パトロールを行った。今後も引き続き、まちの景観維持のためパトロールを実施していく。

取組	建築物等の色彩を周囲の環境と調和のとれたものにするため、街づくり推進条例を活用した住民主体のまちづくり活動の支援を通じて、地区計画を策定します。(都市計画課)
活動内容	平成29年1月に上尾富士見団地街づくり協議会について市長認定を受けた。 また、前年度以前から活動を継続している上平第二地区と弁財地区、上尾道路沿道中新井・堤崎地区については、協議会に市職員が出席し協議するなど、今後も地区計画策定に向け必要な支援を行っていく。

「総合評価」

「景観法」に基づく適切な審査・指導および「埼玉県屋外広告物条例」に違反する屋外広告物の撤去のためのパトロールを行うことで地域環境との調和を図っている。

また、「上尾市街づくり推進条例」に基づき、富士見団地が市長認定を受けた。これにより市内で活動中のまちづくり協議会は4つとなり、次年度以降も複数の協議会が設立見込みであることから、良好なまちの景観形成に寄与することが期待できる。

目標3 次世代を思いやるまちに

地球温暖化をはじめとする環境問題は、国際的かつ広域的な対策のみならず、普段の私たちのライフスタイルを見直し、変えるだけでも、その解決に繋がるものです。

私たち一人ひとりが、自らの生活の場としての地域を地球規模の視野でとらえることのできる、いわば「地球市民」としての感覚を身に付け、環境に配慮した生活や経済活動を実践することが求められています。

このような観点において、美しい地球と環境の恵みを将来に継承することを目指し、省資源や省エネルギーをはじめ、再生可能エネルギーの導入・拡充など、地球環境問題の解決のための取組や、低炭素社会および循環型社会の構築を進めていきます。

方針 3-1 低炭素化に取り組むまち【上尾市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）】

省エネルギー活動の実践、再生可能エネルギーの導入、3Rの推進など、市や地域でできる地球温暖化対策に、市民・事業者・行政が一体となって取り組みます。また、温暖化による被害を軽減するため、適応策を推進します。

施策<14> 省エネルギーの推進

CO₂排出量の削減に向けて、日常的な省エネルギー活動を継続させつつ、家庭や事業所における省エネ診断、エコチューニング等の活用を促進するなど、地域全体で省エネルギー活動を実践していきます。

また、市役所も一事業者として、「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、CO₂排出量の削減に向けた取組を実施します。

環境指標	市内のCO ₂ 排出量 [千 t-CO ₂]				基準値	1,038	→
地域全体で省エネルギー活動に取り組むことで、市内のCO ₂ 排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
実績値 (※)	- (H30年度以降に集計可)	-	-	-	-		

環境指標	市の公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量 [t-CO ₂]				基準値	18,798	→
市が「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づいた取組を推進することで、公共施設および事務事業からの温室効果ガス排出量を削減し、一事業者として地球温暖化の緩和に努めます。							
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度		
実績値 (※)	- (H30年度以降に集計可)	-	-	-	-		

(※) 施策<14>の実績値については、その翌々年度に埼玉県から公表されるため、おおむね2年のタイムラグが生じる。

《主な取組》

～市民向け～

取組	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、市民に向けて自然エネルギー・省エネルギー型設備等の情報提供を行い、設備更新を促します。（環境政策課）
活動内容	例年行っていた、広報あげおや環境推進大会での啓発チラシの配布に加え、平方環境フェスティバルにも参加し周知活動を行うことで、補助金交付を1つの契機として設備更新へ誘導することができた。

取組	家庭におけるエネルギー使用量の削減を図るため、個人住宅への自然エネルギー・省エネルギー型設備等の導入および省エネリフォーム工事の実施に対して補助します。（環境政策課）
活動内容	広報あげおや各種啓発イベントにおいて、周知活動を行ったことで「省エネ対策推進奨励金」と「省エネ住宅改修補助金」とで合わせて381件の補助申請があった。今後も引き続き、市民が使いやすい補助制度になるよう適宜見直していく。

～事業者向け～

取組	事業所におけるエネルギー使用の無駄を省き、CO ₂ 削減・コスト削減を図るため、省エネ診断やエコチューニング等の取組を積極的にPRします。（環境政策課）
活動内容	埼玉県主催の説明会の案内をあげポタやあびおを通じて各事業者に周知した。また、公共施設2か所で省エネルギー診断を行い非常に有益なフィードバックもあったことから、次年度以降も引き続き受診を勧めていく。

取組	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を推進し、市の公共施設および事務事業の実施により排出される温室効果ガスの削減を図ります。（環境政策課・関係各課）
活動内容	「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」の取組として、「職場計画書の作成」、「内部環境監査」、「庁舎ライトダウン」、「省エネルギー診断」など積極的に取り組むことができた。取組みについては単年度で終わらぬよう継続して実施していきたい。

～地域向け～

取組	CO ₂ 削減効果の高い電気自動車を普及させるため、電気自動車の購入に対する補助と充電設備の利用を促進します。(環境政策課)
活動内容	電気自動車の普及のため、「上尾市省エネ対策推進奨励金」として電気自動車やプラグインハイブリッド自動車等の購入補助を行った。 また、電気自動車の普及に影響する急速充電器について、設置マップを作成するため市内の急速充電器設置場所の下調べを行った。今回の調査結果をもとにマップ作成の有効性を再度検証し実行に移していく。

《総合評価》

省エネルギー推進のため、省エネ活動に対する奨励金や住宅改修補助金について、上尾市Webサイトや広報あけお、メールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」などを通して広く市民に周知することができた。また、上尾市も一事業者として「上尾市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、「職場計画書の作成」や「内部環境監査」など積極的に取り組むことができた。

今後も、現在取り組んでいる事業の妥当性を適宜見直ししながら、効果的なものについては継続して実施できるよう努めていく。

EV(電気自動車)と PHV(プラグインハイブリッド自動車)

【EV】

電気で行く車。ガソリンを使用しないため、走行時のCO₂排出量はありません。

【PHV】

コンセントから直接充電できる機能を持ったハイブリッド自動車のこと。電気を使い切ると、そのままハイブリッド自動車として走行します。

電気自動車は、ガソリンや軽油より安価なため、ランニングコストを抑えられます。また、国や自治体の補助金の交付や税制優遇が受けられます。

100km走行した場合の燃料費の計算例

ガソリン車 730円	EV 260円
------------	---------

※参考：一般社団法人次世代自動車振興センターHP

【上尾市省エネ対策推進奨励金】

上尾市では、EVやPHVを購入した方に対して補助金を交付しています。

①EV(電気自動車)

購入金額の2分の1、上限50,000円

②PHV(プラグインハイブリッド自動車)

購入金額の2分の1、上限30,000円

申請書に必要書類を添付して、環境政策課窓口へ直接申請してください。

【電気自動車急速充電器】

上尾市役所東側駐車場に、電気自動車急速充電器を設置しています。


利用時間

平日及び土曜日(閉庁日は除く) 8:30～16:45

利用料金

1回200円(30分)

施策<15>	再生可能エネルギー等の活用
<p>再生可能エネルギーは、化石燃料の使用削減を通じて、地球温暖化防止に貢献するだけでなく、地域分散型のエネルギーとして災害時に活用できます。</p> <p>本市の地域資源を踏まえ、再生可能エネルギー等を積極的に活用していくことで、地球温暖化の防止と災害への備えを両立していきます。</p>	

環境指標	省エネルギー型設備の導入および省エネリフォーム工事等への補助件数 [件]	基準値	381		
<p>省エネルギー型設備の導入や省エネリフォーム工事等を促進することで、家庭からのCO₂排出量を削減し、地球温暖化の緩和に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	383	-	-	-	-

「主な取組」

取組	CO ₂ が排出されないクリーンエネルギーの利用を促進するため、太陽光発電や地中熱ヒートポンプなど再生可能エネルギーの活用に関する情報提供を行います。(環境政策課)
活動内容	地中熱ヒートポンプについての発信はできなかったが、広報誌やイベントを通して住宅用太陽光発電システムの補助制度について紹介した。今後も様々なメディアを活用した情報発信を検討していく。

「総合評価」

<p>再生可能エネルギーである住宅用太陽光発電システムを含む補助件数については、太陽光発電システムの普及が進み未設置世帯が減ってきている中でも、基準値と同等の補助件数があった。これは、製品自体の低価格化が進んでいることと併せて、多様な媒体を活用した当該補助制度の周知が功を奏していると考えられる。</p> <p>今後も更なる再生可能エネルギーの普及に向けて、引き続き環境啓発イベントや効果的な情報発信を積極的に行っていきたい。</p>

施策<16>	ごみの発生抑制を中心とした3Rの推進
<p>ごみの排出量を削減することは、市内から発生する温室効果ガスを削減することにもつながります。 ごみの発生抑制を推進するため、市民・事業者に対して啓発・指導を行います。 また、市民・事業者の自主的な資源回収の取組を支援するとともに、市全体で3R（発生抑制・再利用・再資源化）を推進します。</p>	

環境指標	地域リサイクル活動による資源回収量の割合 [%]	基準値	8.3	→	
<p>地域リサイクル活動の活性化により、市全体のごみ量（家庭系ごみ・事業系ごみ）における地域リサイクル活動による資源回収量の割合を増やすことで、ごみの排出抑制・再利用・再資源化につなげ、CO₂排出量の削減を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	9.4	-	-	-	-

《主な取組》

取組	<p>家庭ごみの減量化と資源循環のため、ごみの減らし方やリサイクルについての出前講座を実施します。（環境政策課）</p>
活動内容	<p>ごみの減らし方やリサイクルについて、各事務区やPTA等を対象とした出前講座を14回開催した。これにより、児童から高齢者まで幅広い層に啓発することができた。</p>

取組	<p>生ごみの減量化およびたい肥化により資源の有効利用を図るため、家庭用生ごみ処理容器等の購入に対して補助します。（環境政策課）</p>
活動内容	<p>広報あげおを通して、広く市民に周知することができた。また、メールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」も併せて活用することで、22件の補助申請があった。</p>

取組	建設工事における廃棄物の発生を抑制するため、建築物等に係る分別解体等および再資源化等を適正に実施するよう事業者に指導します。（建築安全課）
活動内容	「建設リサイクル法に基づく適正な分別解体や再資源化を促進し、解体現場へのパトロールによる分別解体の指導・監督を行うため、埼玉県と合同で、解体現場のパトロールを5月・10月・12月・2月の計4回行った。その結果、5月の4現場、10月の3現場、12月の5現場、2月の5現場において分別解体が行われていることを確認した。

取組	地域における資源ごみのリサイクルを促進するため、地域でリサイクル活動を行う団体に対して支援を行います。（環境政策課）
活動内容	地域リサイクル事業の実施団体に対して、報償金、資源物の収集運搬の業務委託など130を超える団体に例年に引き続き財政面からの支援を行った。今後は、上尾市Webサイトの開設や意見交換会の実施などソフト面からの支援を検討していく。

取組	使用済み小型電子機器等の適正な処理と資源循環のため、公共施設に回収ボックスを設置して小型家電リサイクルを推進します。（西貝塚環境センター）
活動内容	市内9か所の公共施設に回収ボックスを設置して、小型家電リサイクルを推進した。また、環境フェスティバルや環境推進大会などのイベントに参加して、小型家電リサイクルのPRに努め、1,694kgの回収量を得た。

《総合評価》

一般市民向けには、出前講座や環境啓発イベントの際に『雑がみ捨てないで』のチラシを配布したり、小型家電リサイクルの周知することで、リサイクルについて意識啓発を図り、建築工事業者には「建設リサイクル法」に基づき埼玉県と合同で指導・監督を行ってきた。また、地域リサイクル事業では継続して財政面から報償金として支援することでごみの発生抑制に大きく寄与しているものとする。

今後は、現在の取組みを維持しつつソフト面からの支援について検討し、関係機関と連携しながらごみの発生抑制を中心とした3Rの推進に取り組んでいく。

施策<17>	自転車利用等の促進
<p>自動車の利用に伴い排出されるCO₂を抑制するため、自転車を利用しやすい環境の整備や公共交通機関の利便性の向上に努めます。</p>	

環境指標	整備した自転車レーンの長さ [k m]	基準値	2.5	→	
<p>「上尾市自転車ネットワーク計画」に基いて自転車レーンの整備を進めることで、自転車を利用しやすい環境をつくり、自動車の利用に伴うCO₂排出量の削減を図ります。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	4.0	-	-	-	-

《主な取組》

取組	市民が安全で快適に自転車に乗れるようにするため、自転車の正しい運転方法など交通安全について啓発します。（交通防犯課）
活動内容	4～6月にかけて、市東側小学校の11校を対象に交通安全教室を実施した。また、自転車安全利用指導員への講習会を7月と12月の年2回実施した。

取組	歩行および自転車の利用しやすい環境づくりのため、放置自転車対策を進めます。また、処分自転車の再利用により、自転車利用を促進します。（交通防犯課）
活動内容	放置禁止区域に放置された自転車に対し、撤去作業を12回行い、712台撤去した。また、712台のうち再利用可能な自転車について、150台を埼玉県自転車軽自動車商協同組合上尾支部に譲渡した。

取組	自転車の利用しやすい環境づくりのため、駐輪場・駐輪スペースを公共施設に確保するとともに、事業所・店舗・集合住宅などの開発に対し設置を指導します。（交通防犯課）
活動内容	集合住宅や店舗等を開発する事業者に対して、駐輪場の設置等についてその都度指導を行った。今後も引き続き、開発の相談があった際には、駐輪スペースの確保について指導していく。

取組	市民の自転車利用を促進するため、事業者との協働による計画的・効果的な駐輪場の整備手法を研究します。（交通防犯課）
活動内容	既存の駐輪場等の実態把握のため、JR上尾駅およびJR北上尾駅の周辺利用状況調査を8月に実施した。今後は、他市の先進事例を参考にしながら、市民が自転車を利用しやすい駐輪場整備を目指していく。

取組	自転車が安全に走ることができる環境整備のため、「上尾市自転車ネットワーク計画」を踏まえ、自転車レーンの整備を進めます。（都市計画課・道路課）
活動内容	小敷谷吉田通線において、自転車専用通行帯として整備を行った。これにより、原則としてレーン内の自転車通行を義務付けるとともに、車のレーン内の乗り入れが禁止となり、自転車の安全利用の促進が期待される。 また、上尾平方線の自転車通行帯については、平成29年8月頃工事完了予定である。

《総合評価》

例年に引き続き、交通安全教室や放置自転車対策など、市民が自転車を利用しやすい環境づくりを進めることができた。また、現状把握のため駅周辺の実態調査をすることで、より計画的・効果的な駐輪場整備につなげることができた。さらに、自転車レーンの整備においては自転車専用通行帯として整備を行うことで、利便性と安全性を兼ね備えたハード面の整備を前述のソフト面の整備と併せて総合的に進めていることから、自転車の利用促進が図られているといえる。

施策<18>	地球温暖化への適応策の推進
<p>IPCC 第5次評価報告書によれば、2081年から2100年の世界の平均地上気温は、可能な限りの温暖化対策を施した場合のシナリオでも、1986年から2005年の平均よりも0.3～1.7℃上昇すると予測しており、地球温暖化による影響は避けられない状況になっています。</p> <p>そのため、これまでの温室効果ガスの発生抑制のための「緩和策」の一層の推進に加えて、地球温暖化による影響に対する「適応策」を講じていく必要があります。なかでも、本市での被害が懸念される地球温暖化による影響として、「熱中症」「ゲリラ豪雨等による浸水被害」などへの備えを推進していきます。</p>	

環境指標	クールシェア実施箇所数 [か所]	基準値	11	→	
<p>市内のCO₂排出量削減につながるクールシェアを実施している公共施設等の箇所数を増やすことで、地球温暖化に適応する取組を推進します。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	26	-	-	-	-

《主な取組》

取組	ヒートアイランド現象を緩和するため、グリーンカーテンの設置をはじめ、緑化を指導し、まちなかの緑を増やします。（環境政策課・みどり公園課）
活動内容	<p>多くの市民に興味を持ってもらうため、「上尾市省エネ対策推進奨励金」のグリーンカーテンについて、メールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」を通して1シーズンに2回情報発信することができた。</p> <p>また、緑の募金緑化事業による交付金により、大谷小学校の緑化を図ることができた。</p>

取組	夏の暑さをしのぐため、市民や事業者に打ち水、グリーンカーテンなどの暑さ対策を広く呼びかけます。（環境政策課）
活動内容	<p>メールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」を通し、グリーンカーテンや打ち水等の夏の暑さ対策について、7～9月に6回の情報発信をすることができた。</p>

取組	熱中症予防や家庭の冷房によるエネルギー使用量の削減を図るため、公共施設や市内商業施設等における「クールシェア」の取組を推進します。（環境政策課）
活動内容	可能な限りの公共施設をクールシェア・スポットとして開放する方針のもと、市内15か所を新たに登録することができた。今後、公共施設の開放と併せて、商業施設の協力を仰ぎスポットの拡大を図る。

取組	ゲリラ豪雨による浸水被害に備えるため、浸水が予想されるエリアや避難場所の周知、市民の防災意識の向上を促進します。（危機管理防災課）
活動内容	支所・出張所や市民課窓口を訪れる転入者などハザードマップを配布した。また、市民への意識啓発のため出前講座を4月から12月までで25回実施し、市民の防災意識の醸成を図った。

取組	ゲリラ豪雨による浸水被害を軽減するため、市民や事業者に雨水浸透ますや雨水貯留タンクの設置を呼びかけるとともに、雨水貯留槽の設置や透水性舗装の整備などによる雨水流出抑制を指導します。（建築安全課・河川課）
活動内容	市と指定検査機関で建築確認申請時及び建築相談時に、必要に応じて雨水浸透ますの設置指導を行った。また、広報誌や上尾市Webサイトに加え、ホームセンターや出張所でのPR効果により、11件の雨水貯留タンク設置申請があったなど一定の効果を得られた。

「総合評価」

メールマガジンという新たな媒体を活用し、暑さ対策の一般論に留まらず、本市の暑さ対策に関わる施策や奨励金を紹介するなど工夫を凝らした。また、クールシェアの取組みについて、クールシェア単発ではなく他の取組みとコラボすることでより相乗効果が高められないか現在検討している。

今後も、ゲリラ豪雨等の被害対策も含め、関係機関との連携を深めながら様々な角度から地球温暖化適応策を推進していく。

方針 3 - 2 環境のために行動するまち

子どもから大人までが環境について学び、考え、環境にやさしい暮らしを積極的に実践するための取組を展開します。また、未来を担う子どもたちへの環境教育を実践し、学校や地域全体に環境活動の輪を広げていきます。

施策<19> 環境教育・環境学習の推進

子どもから大人まで全ての世代の環境意識の向上を目指し、環境について学ぶ機会を増やします。そのために、学校や地域などでの環境教育の推進を支援するとともに、次世代の環境活動をけん引する新たな人材の確保と育成を図ります。

環境指標	環境イベントの初参加者数の割合 [%] (※)	基準値	31.7	→	
環境推進大会や環境学習会等のイベントを通して環境への関心を高め、市民の環境意識の全体的な底上げを図ることで、環境教育の推進につなげます。					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	70.4	-	-	-	-

《主な取組》

取組	環境への理解を深めるため、環境教育に必要な資料やパンフレット等を充実させます。 (環境政策課)
活動内容	市民のニーズにあった啓発物を検討するため、関係団体と連携を図り、環境推進大会や年2回の環境問題学習会においてアンケート調査を行い、次年度に向けた下調べをすることができた。

(※) 施策<19>の環境指標について、平成27年度実績をもとに実情にあった指標として再設定したもの

取組	地域における環境学習の機会を増やすため、公民館において市民向けの環境に関する講座を開催します。（環境政策課・生涯学習課）
活動内容	大谷公民館では「鴨川の水質やその周辺環境」について、近隣の小学生をターゲットに座学と水質調査等の体験活動により環境学習を実施した。 また、大谷公民館で「省エネ活動や節電」について、原市公民館では「台所の節約術」について近隣住民をターゲットに環境学習を実施することができた。

取組	環境教育の機会を増やすため、子どもから大人まで参加できる環境イベントの定期開催や市民団体・事業者・学校・地域が実施する環境への取組を支援します。（環境政策課・指導課）
活動内容	環境推進大会や環境問題学習会、東小学校や上平中学校での地球温暖化対策講座など定着した環境イベントを引き続き開催することができた。 また、三ツ又沼ビオトープを活用した社会科見学を予定していたが、荒天に見舞われ中止になった。

取組	将来にわたって環境活動を継続するため、次世代の環境活動をけん引するリーダーやボランティアなど新たな人材の確保と育成を図ります。（環境政策課・生活環境課）
活動内容	企業の社員研修の場として、三ツ又沼ビオトープを活用することができた。引き続き、活用してもらえるようアプローチしていく。 また、例年に引き続き、上尾市環境美化推進員に対し地域の環境美化のリーダーとして活動できるよう研修会を開いた。

「総合評価」

一般市民向けの環境教育として、公民館と連携し自然環境や省エネ、ごみ減量の分野について講座を開催し啓発することができた。省エネ活動については、民間企業から外部講師を招き、専門的かつ分かり易い講座になったため、より効果的だったと考える。

また、三ツ又沼ビオトープについては、まだまだその活用方法について可能性があるため、利用対象やアプローチ方法、用途等について検討していく。

施策<20>	協働による環境活動の推進
<p>将来の上尾市、将来の地球の環境を守るためには、先人から受け継いできた誇るべき上尾市の環境を守り、育て、次世代へと継承していく必要があります。</p> <p>そのため、市民・事業者・行政がそれぞれ担う役割を認識し、その役割を果たしつつ、協働体制をより強固なものとするこ とで、十分な効果を発揮できるよう協働による環境活動の底上げを図っていきます。</p>	

環境指標	環境保全活動を行う登録団体数 [団体]	基準値	103	→	
<p>環境保全活動を行う登録団体の数を増やすことで、環境活動に取り組む人々の裾野を広げ、市民・事業者・行政の協働による環境活動の推進に努めます。</p>					
年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度
実績値	103	-	-	-	-

《主な取組》

取組	<p>将来にわたって自然が豊かな美しいまちを守るため、市民一人ひとりが日常的な習慣として環境保全行動に取り組めるように、広報やイベントを通じて啓発します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>環境推進大会を始めとする各種環境啓発イベントや出前講座に出向き、直接市民に対し啓発活動を行うことができた。また、効果的な集客を図るために、イベント開催前のタイミングを狙い、メールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」を活用し、幅広い層にPRすることができた。</p>

取組	<p>環境活動の更なる拡大を図るため、環境保全活動を行うグループ間の交流を促進します。(環境政策課)</p>
活動内容	<p>環境推進大会や消費生活展への出展など、パネル展を通して環境推進協議会内外の活動団体と交流を深めることができた。</p> <p>また、上尾市環境推進協議会の総会では協議会会員の活動を発表する場を設け、情報交換と交流を促した。</p>

取組	市民・事業者・行政が一体となってまちの環境美化を促進するため、地域で行う清掃活動を支援します。（生活環境課）
活動内容	市内6地区を含む10か所でクリーン上尾運動（※）を行い、21,734人の参加者があった。さらに活動を広めるため、「上尾市環境美化推進員連合会だより」などを活用していく。

《総合評価》

市民の環境意識の醸成を図るため、広報誌・イベント・上尾市Webサイトといった従来の手段に加え、メールマガジン「AGECOスタイル～AGEOでECOな暮らし方～」の配信も新たに開始した。メールマガジンの発信により、テーマを絞って分かりやすく伝えることができ、効果的な意識啓発ができていると考える。

また、将来を担う子供たちに出前講座を通じて環境教育・啓発ができたことは、当施策の推進に大きなメリットをもたらした。引き続き、環境活動団体についてはソフト面からのサポートを行っていく。

<上尾市環境推進協議会>

環境推進協議会とは...

環境の保全と創造に関し、会員がそれぞれの役割や能力に応じて自主的な取組を行い、相互に緊密な連携を図りながら協働して環境への負荷の少ない持続的に発展することができる循環型社会の構築を目指すことを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 上尾市環境推進大会
環境保護団体の活動報告など
- ▶ 環境学習会
毎年違う内容で開催しています
- ▶ 観察会
さまざまな自然と触れあえます

<上尾市環境美化推進員連合会>

上尾市環境美化推進員連合会とは...

上尾市環境美化推進員は、地域住民のリーダーとして、健康で清潔な住み良い街づくりの推進に資するため、事務区長の推薦に基づき市長が委嘱しています。連合会は、環境行政推進のために事業計画の充実を図ることを目的としています。

主な取組み...

- ▶ 地域美化活動の推進
- ▶ ごみ集積所の適正管理の調査・啓発
- ▶ 一般廃棄物（ごみ）の減量化・（資源物の）リサイクルの推進
- ▶ 不法投棄及び収集不適物、資源物持去りの市への通報 など

（※）【クリーンあげお運動】・・・30ページ参照

